第２３回　府中市農業委員会総会議事録

１　開　会　　令和７年５月２２日（木）午後２時００分
　　閉　会　　令和７年５月２２日（木）午後２時５２分
　　場　所　　市役所おもや２階Ａ２０１会議室

２　会議録署名委員
　　１４番　髙　木　一　郎　委員　　１５番　澤　井　　正　　委員
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

３　出席委員

１番	糟　谷　嘉　孝　委員	２番	千金楽　千　詠　委員
３番	住　﨑　岩　衛　委員	４番	菊　池　伸　明　委員
５番	市　川　　光　委員	６番	平　田　佳　子　委員
７番	小　牧　直　子　委員		
９番	堀　江　昭　夫　委員	１０番	高　橋　規実代　委員
１１番	市　川　耕　作　委員	１２番	戸井田　昭　次　委員
１３番	吉　野　英　治　委員	１４番	髙　木　一　郎　委員
１５番	澤　井　　正　委員	１６番	朝　倉　直　樹　委員
１７番	石　坂　成　雄　委員		
１９番	榎　本　重　雄　委員	２０番	松　村　昌　治　委員

４　欠席委員
　　８番　土　屋　眞理子　委員　　１８番　大　室　正　行　委員

５　議　長
　　１１番　市　川　耕　作　委員（会長）

６　事務局（説明員）
　　時田浩一局長　羽角格彰主査　椹澤有一事務職員　荻野奈未事務職員
　　原口幸代事務職員

議　事　日　程

1　会期の決定について

2　会議録署名委員指名について

3　第１号議題　府中都市計画生産緑地地区の変更について

4　第２号議題　報告　農地の転用のための権利移動について

（農地法第５条関係）

5　第３号議題　相続税の納税猶予に関する適格者証明について

6　第４号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

7　その他

（１）５月度活動報告について　　･･･資料№.１

（２）優秀農業経営者等の推薦について　　･･･資料№.２

（３）次回の総会開催日

日　時　令和７年６月２４日（火）　午後２時から

場　所　市役所おもや２階Ａ２０１会議室

（４）その他

午後２時００分開会

〇議長（市川委員）　皆さんこんにちは、定刻になりましたので、ただ今から、第２３回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。

本日は８番、土屋委員さん、１８番、大室委員さんから都合により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異義なし」の声）

ご異義がないようですので、今回は１４番、髙木委員さん、１５番、澤井委員さんにお願いいたします。

また、今回も議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、第１号議題「府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について」になりますが、議題の説明のため、公園緑地課の職員の方が出席していますので、お願いいたします。

〇公園緑地課（直井課長）　はい、皆さまこんにちは、公園緑地課長の直井です。

第１号議題に入る前に、貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。農業委員会の皆様におかれましては、日ごろより、生産緑地業務に、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後も生産緑地については、農業委員会の皆様にご協力をいただくことがあるかと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、担当から本日の議題の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇公園緑地課（江内田課長補佐）　それでは、第１号議題「府中都市計画生産緑地地区の変更について」につきまして、ご説明させていただきます。

現在、生産緑地地区の削除をするにあたり、都市計画変更の準備を進めております。

府中都市計画生産緑地地区の変更案を説明する前に、これまでの経過と今後の予

定をご説明いたします。

生産緑地地区の削除については、昨年４月から昨年９月末までに買取りの申し出があったものについて、変更案を作成しております。

今後の予定としましては、来月６月に予定されております府中市都市計画審議会に付議する予定でございます。つきましては、本日ご説明する内容は、府中市都市計画審議会前のものとなり、お配りしております図面は、本委員会終了後、回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、府中都市計画生産緑地地区の変更案の詳細について、ご説明いたします。

１ページをご覧ください。全体の概要でございます。

第１の「種類及び面積」でございますが、変更後の面積は、約８６．０２ヘクタールになります。

第２の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となるのは１１件で、面積は約１１，６２０平方メートルです。

続きまして、２ページは、新旧対照表と変更概要となっております。この中で、生産緑地地区の１１件の削除としておりますが、併せて、削除に伴う端数処理や生産緑地の登録面積と登記簿面積を一致させるなどの面積精査も行います。

それでは２ページ、下の段の表「変更概要」をご覧ください。全体の生産緑地地区の件数は、４１１件から４０７件で４件の減となり、面積は、約８７．１８ヘクタールから約８６．０２ヘクタールとなり、約１．１６ヘクタールの減となります。

続きまして、生産緑地地区の削除について、Ａ３版の計画図にて、ご説明いたします。

はじめに、Ａ３版の計画図の３ページ、右下の凡例をご覧ください。

計画図の表示は、緑の縦縞の部分が、生産緑地として、既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分が、今回削除を行う区域となっております。

図面中央をご覧ください。地区番号５１４　地区名多磨町地区多磨町第二広場の北側に位置し、令和６年８月２３日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，０１０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の４ページをご覧ください。図面上側をご覧ください。

地区番号２１、地区名朝日町地区、朝日町公園の南西側に位置し、令和６年４月３日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、

約４４０平方メートルを削除するものです。

次に、図面下側をご覧ください。地区番号７９、地区名白糸台地区、白糸台小学校の東側に位置し、令和６年９月３０日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１９０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の５ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号５２４、地区名若松町地区、京王線多磨霊園駅の北東側に位置し、令和６年７月１日に生産緑地指定から３０年経過により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約９１０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の６ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号１４８、地区名小柳町地区、中央自動車道の北側に位置し、令和６年８月２３日に生産緑地指定から３０年経過により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，６３０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の７ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号２１３、地区名天神町地区、天神町公園の東側に位置し、令和６年５月２３日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，９５０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の８ページをご覧ください。図面中央をご覧ください。地区番号２３８、地区名緑町地区、府中第二小学校の東側に位置し、令和６年５月２４日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，０６０平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の９ページをご覧ください。図面中央右側をご覧ください。地区番号２９４、地区名矢崎町地区、矢崎小学校の東側に位置し、令和６年５月２４日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約７７０平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央左側をご覧ください。地区番号３２０、地区名南町地区、矢崎小学校の北西側に位置し、令和６年８月２３日に主たる農業従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，３００平方メートルを削除するものです。

続きまして、計画図の１０ページをご覧ください。図面中央上側をご覧ください。地区番号４５７、地区名日新町地区、都立府中西高等学校の南東側に位置し、令和６年４月５日に生産緑地指定から３０年経過により買取りの申出がなされたもので、

地区の一部、約５２０平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央下側をご覧ください。地区番号４６３、地区名日新町地区、都立府中西高等学校の南東側に位置し、令和６年４月５日に生産緑地指定から３０年経過により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，８４０平方メートルを削除するものです。

以上、府中都市計画生産緑地地区の変更案につきまして、ご説明させていただきました。

なお、第１号議題の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書「府中都市計画生産緑地地区総括図」でして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。よろしくお願いいたします。

〇議長（市川委員）　説明が終わりました。ご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、本件は了承することといたします。

ここで、公園緑地課職員は退席しますので、少しお待ちください。

（公園緑地課職員退席）

それでは、「第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は２件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第２号議題の説明文

第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項、譲受人は南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は南町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇，〇〇の合計２筆、１，９２１平方メートル。届出書が到達した日は令和７年４月１８日、転用の目的は駐車場となっています。

２ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

なお、当該地は〇〇〇〇〇〇が工場建設を目的に取得したものですが、その後工場建設には地盤に問題があることが分かり、再度の転用となったものです。

第２項、譲受人は西東京市東伏見〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表

取締役○○○○、譲渡人は小柳町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、小柳町○の○○の○○，○○の合計２筆、２００平方メートル。届出書が到達した日は令和７年５月１日、転用の目的は建売住宅２棟となっています。

４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は髙木委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項の現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は髙木委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員）　第１項は私です。１８日に現地を見てきました。この場所は一度住宅会社に売却したものを、○○○○が購入して、更に別の会社に売却したことになります。現地は草が出ている状態で、何もされておりません。説明によると、地盤が弱いために工場が建設出来ないとのことでしたが、あの辺りの地盤が弱い記憶はありませんが、地盤が弱いので建設を断念したとのことなので、転売はやむを得ないと思います。今後の計画は、駐車場として使うようです。

続いて、第２項、髙木委員さん如何でしょうか。

○委員（髙木委員）　はい、５月１２日に現地確認にいきました。案内図は４ページです。そちらは秋の農業パトロールの時にも現地を見ましたが、背丈ほどの草が生えていて、建築計画の看板はありませんが、権利が移動して住宅になるとのことなので、特に問題ないと思います。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。

他にご意見等ございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項、第２項の報告は了承することにいたします。

次に、「第３号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は１件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第３号議題の説明文

第３号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第１項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇。特例適用農地は、武蔵台〇の〇〇の〇、畑、６８９平方メートル。

６から８ページは〇〇から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、９ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお願いしています。なお、現地は令和６年７月から都市農地の貸借を行っています。

〇事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第３号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第１項の現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　では、第１項、松村委員さん如何でしょうか。

〇委員（松村委員）　はい、案内図は９ページです。５月１日に現地確認をいたしましまして、全体的に耕うん機で耕してあり、小さな草が生え始めてはいましたが、特に問題はございませんでした。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。

第１項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項は証明することにいたします。

次に、「第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は４件です。現地確認の委員さんを事務局から報告をお願いします。

第４号議題の説明文

第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第１項、次の者が令和４年４月２０日から令和７年４月１６日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、分梅町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇，〇，〇の合計３筆、田、７３６平方メートル。

第２項、次の者が令和４年６月１日から令和７年４月３０日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は美好町〇の〇〇の〇，〇

の一部、○○の○、○○の○，○○，○○，○○、分梅町○の○○の○，○，○，○，○，○，○，○○，○○、美好町○の○○の○、日新町○の○○の○，○，○○，○○の合計２０筆、畑、４，７１２．４６平方メートル。

１１ページに移りまして、第３項、次の者が令和４年７月１日から令和７年５月７日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町○の○○の○、○○○○、土地の所在は矢崎町○の○の○、畑、３８６．５０平方メートル（７７３平方メートルの２分の１）。

第４項、次の者が令和４年５月１１日から令和７年５月８日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は白糸台○の○○の○，○，○，○、○○の○，○の合計６筆、畑、３，１２３．３５平方メートル。

１２、１３ページは、○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で各種野菜等を生産しています。

１４ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は住﨑委員さんにお願いしています。

１５、１６ページは、○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書でイチゴ、梨を生産しています。

１７から２０ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

２１、２２ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

２３ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんにお願いしています。

２４、２５ページは○○氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

２６ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第４号議題、引き続き農業経営を行っている旨等の証明について。

第１項の現地の確認は住﨑委員さんにお願いしています。

第２項の現地の確認は松村委員さんにお願いしています。

第３項の現地の確認は朝倉委員さんにお願いしています。

第４項の現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

以上、よろしくお願いします。

〇議長（市川委員）　はい、では、第１項、住﨑委員さん如何でしょうか。

〇委員（住﨑委員）　はい、５月１日に現地の確認に行って参りました。旧鎌倉街道から西に入ったところで、案内図は１４ページです。こちらはいろいろな野菜を作られていて、私も毎日前を通っていますが、今日も来る時に汗水たらして仕事を頑張っていました。問題ありません。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続いて第２項、松村委員さん如何でしょうか。

〇委員（松村委員）　はい、案内図は１７ページです。５月１１日に現地確認をしてまいりました。いちごのハウスが建っていて、結構メディアでも紹介されていた所で、中はいちごを育てており、ポツポツといちごが生っており、特に問題ありません。案内図の１８ページもいちごのハウスですが、こちらもテレビで取り上げられている所で、お客さんが結構入っていて、いちごの棚には綺麗にいちごが生っていて、特に問題ありませんでした。案内図の１９ページもいちごのハウスで、綺麗に栽培されており特に問題ありません。案内図の２０ページです。ここは梨山ですが、荒れて手入れがされておらず、道端の草や木だけ刈ってあったので、本人に直接聞いてみたところ、梨をやめて梨の木を切って畑にする予定だが、まだ予定が立っておらず、近いうちに手を加えると聞いたので、問題はないかと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続いて第３項、朝倉委員さん如何でしょうか。

〇委員（朝倉委員）　はい、案内図の２３ページ。こちらは植え付け等々が始まっていて、特に雑草とかもなく問題ないと思います。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。続いて第４項、戸井田委員さん如何でしょうか。

〇委員（戸井田委員）　はい、案内図の２６ページ。いずれの畑も私の畑と隣接しており、先日改めて見たところ、非常に綺麗に耕作しており特に問題ありません。

〇議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。第１項から第４項について、他にご意見等ございますか。

〇委員（市川光委員）　はい、会長。第２項の案内図２０ページの梨山について、隣が私の田んぼで松村委員さんの言っていた通りですけど、夏になるとハクビシンは出てくるし、これを認めていいのかということです。３年間全く切っていなかったのを、今回の申請のために５月にちょこちょこっと９メートルくらい切っただけで、これがいつまで続くのか心配で、切るのだったら半年とか３か月以内に切ってから発行する形には出来ないのでしょうか。

〇事務局（椹澤事務職員）　それは出来ないのですよ。本人がやると言っているので、それを待つしかない。ただ、証明書を出すときに、こういう話が出たので早めにやってくださいとは言います。

〇議長（市川委員）　はい、色々な意見が出ましたので、今度証明書を取りに来る時に、注意していただきます。第１項から第４項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第１項から第４項は証明することにいたします。

次に、７「その他」に入ります。

はじめに（１）資料ナンバー１の「５月度活動報告について」ですが、何かございますか。（…）

なければ、（２）資料ナンバー２の「優秀農業経営者等に推薦について」を事務局から説明をお願いします。

〇事務局（原口事務職員）　はい、会長。例年５月の総会で依頼しております、優秀農業経営者等の推薦についてです。資料ナンバー２の１は表彰に関する推薦基準や要綱についてと、過去１０年間の優秀農業経営者、優秀女性農業従事者の受賞者の資料となりますので、これに基づいて推薦をお願いいたします。この優秀農業経営者、優秀女性農業従事者受賞者の府中市からの褒章対象者は過去１０年間に受賞されていない方になりますので、令和７年度の推薦からは除かれます。提出書類は「令和７年度優秀農業経営者及び、優秀女性農業従事者事績調書」で、こちらは資料ナンバー２の１の１ページ（１）アにあります通り、経営者のみならず、意欲を持って農業経営に参画する共同経営者も含めてと枠が広がりましたので、それを踏まえてご推薦をお願いします。「優秀女性農業従事者」についても、ここ数年全く推薦者がいない状態なので、今年はぜひご推薦をお願いいたします。あわせて、新規就労者奨励事業に係る推薦として「東京都新規就農者調査票兼奨励賞推薦書」を令和７年６月７日金曜日までに、事務局へ提出をよろしくお願いいたします。資料

ナンバー２－２は優秀農業者等、府中市、東京都農業会議、北多摩地区農業委員会連合会からの各受賞者名簿になりますので、参考資料としてご利用ください。推薦いただいた方々を取りまとめて、「農業経営部会」に所属されている委員さんに審査していただき、その後の総会にてご報告させていただきます。今回は「農業経営部会」を６月２４日火曜日、おもや２階Ａ２０１会議室で開催予定の総会後に開催したいと思いますので、農業経営部会の方々は同会議室にお残り下さい。

〇議長（市川委員）　説明が終わりました。何かございますか。（…）

〇委員（戸井田委員）　はい、会長。毎年推薦依頼が来ていますけど、各農協とか農業者団体とか、農業委員の他に推薦依頼を出しているのはどこですか。

〇事務局（原口事務職員）　その他に推薦の依頼はしていないです。府中市の褒章式典の推薦は農業委員さんから推薦された方を対象としています。

〇委員（戸井田委員）　では、委員から推薦のあった人を、委員会で決めているということですか。

〇事務局（原口事務職員）　そうです、農業経営部会で市長賞か農業委員会長賞かを決めています。

〇議長（市川委員）　地域によってどうなのか分かりませんが、私の方の地域ではＪＡの支部長に誰か推薦する人がいないか依頼しております。だから各地域で例えばＪＡ関係１３支部ありますよね。１３支部の代表の農業委員さんがみえているかと思いますが、その人が各支部長に依頼して推薦をしてもらうようにしてはいかがでしょうか。私の地域は過去からずっとそのようにやっております。

〇委員（戸井田委員）　私も２つの地区の推薦で出ているものですから責任があるので、自分の所ともう一つの所とこれをもう一部コピーして渡して欲しいのと、推薦機関が我々だけにして、漏れがないのか心配なんですよ。これを見ると全く出ていない地区があります。それは推薦が出てこないと審査しないということになり、結果として地区のバラツキ出てしまっていると思われます。

そのようなことがないように、対象の方は漏れなく推薦が上がってくるような方策を検討するのもいいと思います。

あと、私どもが支部長に連絡して、支部長がみんなの意見を集約して、上がってきたものを、支部長だけの判断で出来ませんから、再度皆に確認するとなると、６月なんてすぐに過ぎちゃう、ですから、もうちょっと早く推薦依頼をするとか、選

考する期間をもう少し長くするというのを検討してもらいたい。また、受賞したら、いまの世の中商品券とか現金を出せれば、推薦はどんどん上がってくると思います。

〇事務局（椹澤事務職員）　そういうことを変更するには、経営部会に掛けるとかいろいろ手続きを踏まないといけませんが、今は確か図書カードを差し上げていたと思います。

〇事務局（原口事務職員）　総会でお渡しするのではなく、農政から依頼が来たら褒章式典の書類だけ１～２週間早くお渡しすることは可能なので、来年試してみようと思います。今回は締め切りを若干伸ばし１３日までにしますので、ぜひご推薦をお願いいたします。

〇議長（市川委員）　支部長とご相談していただき、ぜひ多くのご推薦をお願いしたいと思います。

次に、（４）のその他ですが、委員さんからありますか。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

〇事務局（羽角主査）　はい、会長。農業委員の最適化活動の点検・評価について説明、報告をさせていただきます。

お手元に皆様が令和６年度中に毎月ご活動いただいた、活動実績とそれに対する評価をＡ３の用紙１枚にまとめてお一人ずつの個表として配布させていただいております。

こちらの表は全国一律で決まっている様式でして、農業委員会として評価をするということになっております。

本来はご本人が記入していただくものですが、府中市での最適化における活動というのが、様態から遊休農地の解消に限られておりまして、記入事項がほぼ一律の内容になることから、事務局の方で一括して記載させていただいております。

ご承知の通り府中市では農地は全て市街化区域内にしかないものですから、活動日数というのはいわゆる農地確認の日数ということで、表の一番左側に記載をさせていただいておりまして、更に下の（２）成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の表ですが、左側の①の表は該当せず、右側の②の自己の点検・評価については遊休農地の発生を抑制するという大きな目標の下で、記載のような形、つまり活動実績については日常的な農地の見回りを実施した。成果実績としては遊休農地の発生を抑制が図られたと、皆様一律の文言を記載させていただいています。

そして一番下の表２農業委員会による点検・評価ですが、こちらは右側に色つきの吹き出しがあるかと思いますが、これは国の指針というか目安が決まっておりまして、活動の日数によって機械的にどういった評語が充てられるのか決まっております。それによると、月平均８日以上が目標に対して期待を上回る結果が得られたとなり、月平均６日以上で目標に対して期待道理の結果が得られたで、月平均６日未満の場合は目標を下回る結果となったというものになります。

こちらの表を集計しまして、国に報告させていただくとともに、府中市農業委員会として公表する形となりますので、皆様ご承知おきください。

〇議長（市川委員）　農業委員の最適化活動の点検・評価についての説明が終わりました。何かございますか。（…）

なければ、「次回の総会開催日」ですが、次回は６月２４日、火曜日、午後２時から今日と同じ２階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

では、本日の議題は全て終了となりますので、「第２３回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後２時５２分閉会